

平成 30 年度第 4 回仙台市自殺対策連絡協議会 議事録

開催日時：平成 30 年 11 月 27 日（火）18:30～20:10

開催場所：青葉区役所 9 階第 1 会議室・第 2 会議室

[ 出席委員（五十音順・敬称略） ]

浅沼 孝和 （仙台市医師会）  
大友 まり子 （仙台市民生委員児童委員協議会）  
折腹 実己子 （仙台市地域包括支援センター連絡協議会）  
小高 晃 （宮城県精神科病院協会）  
佐藤 一司 （宮城産業保健総合支援センター）  
佐藤 泰啓 （宮城大学看護学群看護学類）  
鈴木 琴似 （みやぎの萩ネットワーク）  
田中 幸子 （藍の会、全国自死遺族連絡会）  
千葉 恵理子 （宮城県司法書士会）  
土井 浩之 （仙台弁護士会）  
永井 恵 （仙台いのちの電話事務局）  
松良 千廣 （宮城県私立中学高等学校連合会）  
望月 美知子 （宮城県精神神経科診療所協会）  
山田 威彦 （仙台市中学校長会）  
渡部 裕一 （宮城県精神保健福祉士協会）

（欠席委員＝秋田 恭子（宮城県臨床心理士会）、佐々木賢一（宮城労働局労働基準部健康安全課）、  
佐藤淳（宮城県警察本部生活安全部生活安全企画課）、土合 真紀子（エル・ソーラ仙台相談  
支援課）、戸澤 美和（仙台市立病院総合サポートセンター）

[ 事務局 ]

仙台市健康福祉局

[ 次 第 ]

- 1 開会
- 2 議事
  - (1) 仙台市自殺対策計画中間案について
  - (2) その他
- 3 閉会

[ 会議内容 ]

## 1 開会

(事務局)

恐れ入ります、定刻となりましたが、現在 10 名の委員にご出席いただいておりますが、過半数を超えておりません。いましばらくお待ちください。

お待たせをいたしました。それでは、ただいまより平成 30 年度第 4 回仙台市自殺対策連絡協議会を開催いたします。

本日の協議会の成立についてお知らせいたします。本日は現時点で 11 名の委員の皆様にご出席いただいております、委員数 20 名の過半数の出席となりましたので、協議会設置要綱第 6 条第 2 項の規定に基づきまして、本協議会は成立しておりますことをご報告させていただきます。

なお、

佐々木 賢一 (ささき けんいち) 委員

佐藤 淳 (さとう あつし) 委員

土合 真紀子 (どあい まきこ) 委員

戸澤 美和 (とざわ みわ) 委員

におかれましては、本日は所用のためご欠席のご連絡をいただいております。

また、

浅沼 孝和 (あさぬま たかかず) 委員

秋田 恭子 (あきた やすこ) 委員

小高 晃 (こだか あきら) 委員

田中 幸子 (たなか さちこ) 委員

渡部 裕一 (わたなべ ゆういち) 委員

は、遅れて到着するという連絡を予め頂戴しています。

次に、事前にお配りしております資料の確認でございます。お手元がない場合、乱丁落丁の場合は挙手にてお知らせください。

[資料 1] 仙台市自殺対策計画中間案 (概要版)

[資料 2] 仙台市自殺対策計画中間案

以上でございます。

また、傍聴の方にはあらかじめお伝えいたします。傍聴に際しましては、受付にて配布いたしております「会議の傍聴に際し、守っていただきたい事項」をお読みいただき、お守りくださいますよう、お願いいたします。

それでは、議事に入ります前に、今回の会議でご議論いただきます点の位置づけにつきまして簡単にご説明いたします。次第の裏面をご覧ください。これまでの経過と今後の予定について記載がございます。前回の協議会では仙台市自殺対策計画骨子案について、委員の皆様にご議論をいただきました。今回は、いただいたご意見に基づきまして、骨子案を修正し、作成いたしました仙台市自殺対策計画中間案についてご議論をいただきたいと存じます。本日委員の皆様からいただいたご意見につきましては、議会やパブリックコメントで頂戴するご意見とともに、最終案に反映させていただき、来年 3

月開催の第5回自殺対策連絡協議会において、皆様にお示しさせていただくという予定としてございます。 それでは、以後の進行は土井会長にお願いいたします。

## 2 議事

(土井会長)

それでは議事に入らせていただきます。

まず、議事録署名人を指名させていただきます。

**永井 恵 (ながい めぐみ) 委員**

よろしくをお願いいたします。

(永井委員)

承ります。

(土井会長)

ありがとうございます。よろしくお祈りします。

それでは、議事に入りますが、今回は中間案についてご議論を頂きます。これまで長い時間議論してきた成果が、反映されているのか、あるいは反映されていないのかについて、委員の皆様のご意見を頂きたいと思っております。 それでは、事務局の方からご説明をお願いいたします。

(事務局：伊藤障害者支援課長)

～資料に沿って説明～

(千葉委員)

2つご質問があります。1つは、些末的なことかもしれませんが、私は司法書士会として来ています。概要版及び本文で方向性3対象に応じた支援の中に「弁護士、臨床心理士と連携した支援」というものが記載されています。一応、司法書士会も相談会等で連携して支援しておりますので、特にここから司法書士という文言を抜く必要はないのではないかと思います。以前の文書では司法書士の文言もあったように記憶しております。弁護士に限定する方向性ではないと思えますし、司法書士が見たらがっかりすると思えますので、記載してもらえようご検討いただければと思います。もう1つは素朴な疑問ですが、いままでの施策とどこが違うのか、いままでやってきたことも継続するけれども、計画に基づいて新たに取組む施策があるのかについて教えて下さい。

(土井会長)

事務局いかがでしょうか。

(事務局：伊藤障害者支援課長)

1つめのご意見については、大変申し訳ありません、作成する経過の中で抜け落ちてしまったものでございます。弁護士だけに縮小していく予定ではございませんので、ご意見を踏まえて適切な表現に調整させていただきます。

(土井会長)

2つめのご質問についてはいかがでしょうか。

(事務局：伊藤障害者支援課長)

いままでの取組みとどこが異なるのか、ということですが、いままで自殺対策計画という体系立ったものが無い中で、重点対象に対する取組みは必要だろうということで、自死に関する傾向を分析して、年度ごとに各課での取組みを自殺対策連絡協議会の方にもお示ししながら、個別の対応という形ですすめてきたところではあります。この度、仙台市としては新たに、自殺対策に関する計画を策定するわけですから、各施策が自殺対策に関してどのような位置づけを担っているのかについて、整理させていただいたところがございます。これまでは体系立った計画が無く、自殺対策についてどの部分が対応として弱いのかなどについての分析ができておらなかったところがございます。今回計画を策定する中で、改めて庁内関係各課で、今後どのような取組みを重視していかなければいけないのかについて認識を共有し、この計画の推進を図る中で、充実させていかなければいけない部分が、見えてきたところがございます。また、計画を策定したことによって、庁内関係各課における取組みが自殺予防に関して担っている役割を再認識していただくとともに、各施策が連携して、自殺対策を推進していかなければいけない部分を共通認識できたと考えております。それから、対外的にも仙台市がどのように自殺対策に取り組んでいくのかを示したものはございませんでしたが、計画を策定することによって、市民の皆様は施策の方向性を示すことができるものと考えております。

(千葉委員)

そうすると、自殺対策に関して分析するための枠組みをまずは作って、具体的に何をやっていくのか、ということについては、これからの課題ということでしょうか。

(事務局：伊藤障害者支援課長)

説明が言葉足らずのところがあって、申し訳ありません。計画の策定を進める中で、いままでの取組みで弱かったところ、ということが見えてきました。例えば、勤労者への対策についてですが、仙台市の外部の相談支援機関が主な相談窓口となっておりますので、市として相談支援を行うことについては、弱い部分がありました。そういうことを踏まえて、本市として何ができるのかということを考え、若年の勤労者については、相談窓口には自らは繋がりにくいという傾向がございますので、SNSなどを活用した相談窓口の設置やその普及についての検討を進めていくことにしております。また、自殺未遂者等ハイリスク者については、ハイリスク者に関わる機関の連携体制の確保というのが課題として挙げられておりました。関係機関の連携の中核となる機関として、新たに自殺対策推進センターを整備し、ネットワーク構築を図っていくこととしております。それから先ほども紹介しましたとおり、関係機関が共通の視点をもってアセスメントできるよう、協働支援ツールを作成するための取組みを計画の策定と並行して進めてきたところです。

(土井会長)

私の方からも意見を申し上げます。大事なことは3つだと思います。1つ目はこれまで、自死者を減らすことについての総合的な計画がこれまでなかったものを、初めて作ったということ、2つ目は、行政の仕事はほとんどが市民生活に関連するものではありませんが、これまでは自死ということを殊更に意識してきたわけではないのだと思いますが、今回計画を策定する中で、一つ一つの施策を点検し、自死対策と関連していることが分かってきたわけです。3つ目は千葉委員がおっしゃったとおり、新たな取組みについてです。PDCAサイクルで仙台市の施策について点検し、必要な改善を図っていく、というこの3点が大事な点ではないかと私自身は理解しています。

(千葉委員)

総合的な広い視点での計画ができたということや評価点検するための基盤ができたことがこの計画の意義であると理解いたしました。

(松良委員)

スクールカウンセラーの配置という記載がいくつかございます。スクールカウンセラーは、積極的な解決策は期待できないと思います。スクールソーシャルワーカーについても同様で、一番しっかりとしないといけないのは、学校の管理職のマネジメントです。こうした視点が抜けているのではないかと思います。中学校で、いじめ加害者に対しての指導が中途半端だったために、高校にあがっても同じことを繰り返している事例があります。いじめは主に大人が見ていないところで行われるので、証拠を見つけるのが非常に大変だと思います。なんとか証拠を見つけて、それを加害者につきつけることが大事で、最近はSNSを使ったりいじめもあるので、いじめに関する訴えがあったときは、きちんと対応することが大事なこととなります。また、学校の抑止対策として、社会で学校の先生よりも怖いものはないという態度で加害者に迫っていくことができる学校マネジメントが無ければ、いじめは無くならないと考えております。

(土井会長)

これまで議論してきた部分を整理して提示していただいたので、こうした疑問も出てきているのだと思いますが、事務局の方からいかがでしょうか。

(事務局：郷湖障害福祉部長)

何度かこの会議でもご紹介させていただいておりましたが、学校におけるいじめの問題については、別の外部有識者によるいじめ問題等検証専門家会議から、最終提言が先日出されたところでございます。この提言には学校及び教員のなすべきことが明確に記載されており、平成31年度予算要求にも反映しているところです。今後は、教育局、子供未来局を含めた全庁的な取組みを推進していくところでございます。いただいたご意見につきましては、最終案にどのように反映させるかについては、事務局の方で検討させていただければと思います。

(土井会長)

いま、田中委員が到着されたところですので、これまでの議論をまとめてお話しします。若年者の中の方向性2に関する取組みについて、児童生徒への対策としてスクールカウンセラーの配置などの記載があり、そこについての議論をしておりました。私なりの解釈も含まれますが、スクールカウンセラーの配置などは、いじめが起きた後の事後的な対応であって、事前予防に関する対策を掲げるべきではないか、すなわち、学校本来の持つ人間づくりや人格形成など、本来もつ機能の充実が必要ということ。松良委員の言い方では、「先生が怖い存在である」という表現をしておられましたが、学校本来の機能の強化、充実についてもきちんと触れるべきではないか、という風に私の方は受け止めております。それについて、どのように考えていくかという議論をしておりました。

(田中委員)

すいません、遅くなりまして、申し訳ありません。他の会議も入っております、そちらの会議を抜けて出席しております。スクールカウンセラーの配置だけでなく、スキルアップが重要で、具体的に動ける人を増やしていかないと予防や対策にはならないと思っています。仙台市はこれまでは、スクールカウンセラーの配置にとどまっているため、いじめに関する問題が多くなっているのだと思

ます。だから、中学生の自死が仙台市は多くて、この間も起こりましたよね、いじめかどうかは別に  
して。そういう情報が私のところには入ってきています。昨年度から申し上げているが、昨年4月に  
中学生が自死で亡くなり、5月に自殺未遂があり、10月にふたたび自死で亡くなり、また今月、11  
月にも発生しています。この1年半で、こうした現状ですので、中学生の自死が加速しているように  
思われますし、大変大きな問題だと思っています。仙台市は全国と比べて、若者の自殺者が多いこと  
が問題かなと思っていますので、配置にとどまらず、配置した後のスキルアップをしていただきたい  
と思います。人材を増やすだけではどうしようもなく、役に立たない人が増えても仕方がないと思  
っています。また、役立つ人になるように研修をしてほしいし、専門職として育ててほしいんです。  
スクールカウンセラーとしての資質向上を図ってほしいと思います。学校関係者もいて非常に言い  
にくいですが、退職教員制度など非常によい制度は多くあります。議会での答弁でもそうだが、いじめに関  
する問題についての具体的な支援の検討ではなく、単なる報告会になっていることも問題だと思う、  
配置だけでなく、どのように良い制度を活用していくのかという視点が必要だと思う。スクールカウ  
ンセラーの配置だけでなく、連携の強化や支援の質の向上など、という文言を追加してもらえれば、  
もう一段レベルが上がるのではないかと考えています。少人数授業によるきめ細かな指導という記載  
があるが、自死で亡くなった中学生の学校は非常に少人数の学校でした。だから、資質の向上はとて  
も大事だと私は思っています。仙台市も、マンモス校であっても、きちんと対策をしているところは  
あります。そこをモデルとしていただきたい。うまく対策をしているところは数か所あります、そこ  
では、いじめがあっても、重大事案にならないように適切に対応しているところがあります。そうい  
うところを調べて、そういう取組みについても、最終案まで掲載していただければと思います。そう  
すれば、より有効な対策が取れるのではないかなと思います。

(小高委員)

前回の議論のところで、宮城県精神保健福祉審議会の若年者部会の議論を参考にさせていただきたい  
と申し上げておりました。その部会で、スクールカウンセラーの方を対象としたアンケート調査を行  
いました。その中で深刻な悩みが明らかになっています。専門家に相談したいが、そういう体制がな  
いということです。また、臨床経験が少ない方も多いので、スクールカウンセラーへの支援体制をき  
ちんと作ることが大事になってくると思います。私たちの方で行った取組みとしては、外部から専門  
家が学校に出向いて行って、スクールカウンセラーの相談体制を作り上げることを行った、そうい  
う取組みを行うと校長先生も注目してくれる。それまでは、学校内にスクールカウンセラーを支援する  
チームが無かったという話も聞きますので、主な取組みの中に管理監督者向けの研修などもきちんと  
記載すること、学校としてしっかりと取り組むんだということを示すこと、こういうことが大事にな  
って来ると思います。

(土井会長)

スクールカウンセラーの配置と質の確保につきましては、文言の修正が可能かと思いますが、もう  
一つの方の学校教職員の質の確保につきましては、「命を大切にする授業」の中で資質の向上に関する  
記載があります。これは子どものSOSに気づき、困りごとの解消に向けた取組みに関するものでは  
ないので、事後対応にあたる部分かと思っています。今のご意見を踏まえて、ここの部分に加筆できるとよ  
いかなとも思いますが、いかがでしょうか。事務局の方に、検討をお願いしたいと思います。

(事務局：伊藤障害者支援課長)

どこまで計画に記載できるかどうかにつきましては、いま頂いたご意見を踏まえて、関係部局ともご意見を共有した上で、なるべく委員の皆様の意見に沿うような形で、調整させていただければと思います。

(土井会長)

協議会からの意見ということで、くれぐれも尊重していただければと思います。

(田中委員)

15 頁の文言を変えていただきたいです。「自死に至るプロセスや各段階に応じた対策」の上から 3 行目のところ、「苦しみを終わらせるための選択肢が自死しかない」という表現はやめてほしい。この表現からイメージされるのは、「逃げた人」、「弱い人」という感じになってしまいます。「終わらせた」という言い方は、残された家族にとっても、「私を置いて、逝ってしまった」、「無責任な人」という風にも取られかねない。この文言はぜひやめていただきたい。国や県では、こういう文言を書いているということはない。こういう文言は、遺族への偏見や差別にもつながるし、計画の中に、差別や偏見が遺族を追い込むという風にしてあるのにも関わらず、こういう文言はあるのはおかしいと思う。ここは削除していただくか、別の表現にしていきたい。私の中では、非常に心が痛い文言です。別に終わらせようとして、終わらせたわけではないですし、「追い詰められ、追い込まれて」という部分がありますので、そういう感じで文言を作成していただければと思います。よろしくお願いします。

(事務局：伊藤障害者支援課長)

いまのご意見を踏まえて、どういう表現が適切なのか、事務局で再度検討させていただきます。

(田中委員)

この表現は、遺族支援にならないし、遺族を追い込んでいく表現になると思います。ぜひ変えてください、よろしくお願いいたします。

(土井会長)

「苦しみを終わらせるための」という表現ではなく、追い込まれたということを盛り込もうとすると、極端な視野狭窄など、文言を増やさなければいけないので、難しい部分ではあると思います。「選択肢が自死しかないという風に追い詰められ」という感じでしょうか。自死を選択したという言い方もおかしいし、それしか方法がないということ自体がいわゆる追い込まれるということでもありますし。その前提としては冷静な思考とか、将来的な因果関係とか、ということを考えられる状況にない、ということがあると思うのですけれども。そこが理解されないと田中委員がおっしゃったようなことが解消されないのではないかと思います。

(田中委員)

本日は持ち合わせていないが、他の自治体でよい表現している自治体がありますので、ぜひ参考にさせていただければと思います。

(土井会長)

客観的な言い方だと、「自死に追い込まれる危険性が高まる」という表現ではどうか、と考えますが、事務局の方ではどのようにお考えですか。

(事務局：伊藤障害者支援課長)

会長のおっしゃるとおり、「自死に追い込まれる危険性が高まる」という表現に修正させていただきます。

(大友委員)

本編の最終頁の第5章対策を推進する体制についてです。(1)と(2)に分けて記載されていますが、全体のボリュームに比べて、この書きぶりが弱いのではないかと思います。5年間の計画の中で、どのように対策を推進していくのか、もう少し具体的に記載した方が良いのではないかと思います。PDCAサイクルが推進していくための基本だと思いますが、PDCAのそれぞれの内容についてももう少し説明が必要かと思います。また、庁内連絡会議がどのような構成機関となっているのか、具体的にどのような議論をしていくのかについて、記載した方が分かりやすいかと思います。自殺対策連絡協議会についても同様で、市民に皆さまに分かりやすいように記載する必要があるかと思えます。

(土井会長)

われわれ委員が感じたことは、パブリックコメントを実施する際に、市民の方も感じる場所かと思えます。大変重要な指摘かと思えます。丁寧に説明することで、市民の皆様が理解できるように丁寧に記述する必要があるのではないかと思います。庁内連絡会議で、どのような議論を行い、それが連絡協議会にどのように報告され、それらがPDCAサイクルの中にどのように位置づいていくのかについて、説明を加えていただければと思います。

(事務局：伊藤障害者支援課長)

自殺対策連絡協議会や庁内連絡会議の構成機関及び議論の進め方については、PDCAサイクルの流れの中に位置づけて説明することは可能かと思います。また、評価の方法などについては、これから検討していくこととなりますので、詳細まで書きこむことは難しいものと考えておりますので、事務局の方で書きぶりについて検討させていただきます。

(田中委員)

27頁の自殺未遂者等ハイリスク者への対策の方向性1について、全てリーフレットによるものとなっています。相談窓口の周知は、リーフレットしかないのか、という風に感じます。インターネットの時代になっていて、スマホで情報を得る方もいますので、リーフレットだけだと時代遅れにならないかと思えます。ここにインターネットなどのサイトでの情報の周知についても記載があるとよいなと思えます。これだと偏り過ぎているのではないかなと思えます。また、方向性2、3の部分について、精神科救急医療や一般救急医療との連携について、記載していただければ、より充実した内容になるのではないかと思います。自殺未遂者と精神救急医療は欠かせないものですので、ぜひ連携を図っていただいて自殺企図防止を図るということを書いていただけたらと思います。それとともに未遂者を見守る家族のための支援と言うものを入れていただき、地域医療と連携をして家族とともに自殺を防いでいくということをしていただけたら、より一層充実していくのではないのでしょうか。「協働支援ツールの作成と利用促進」や「人材育成」などと書いてありますが、それだけでは足りないのではないのでしょうか。絶対入れていただきたいのでは精神救急医療と一般救急医療の連携だと思っています。是非よろしく願いいたします。



(土井会長)

まず方向性1についてですが、確かにいずれも「リーフレット」についてです。こちらは方向性3との重複を避けるという意図があったのかもしれませんが、個別の対象への働きかけは方向性1に加えてはいけないのでしょうか。仙台市自死ハイリスク者支援体制検討会議での議論はまだ途上ではございますが、自死未遂者への働きかけをしていくというのは計画の中に加えてもよいのではないかと思います。それは方向性1とは違うのでしょうか。

(事務局：伊藤障害者支援課長)

多機関協働のネットワーク形成は方向性4に掲載させていただいております。方向性4において、「地域自殺対策推進センターを中心とした関係機関のネットワークの構築」と記載させていただきましたが、田中委員からもございましたように一般救急医療との連携を含め記載したところでもございました。ただ、表現が分かりにくいということでしたら、より分かりやすいように修正をさせていただくということではいかがでしょうか。

(土井会長)

問題の所在といたしましては方向性1で「リーフレット」のことしか書いていないので、自死未遂者への個別の働きかけについての検討を行うということも記してよいのではないかと申し上げます。

(事務局：伊藤障害者支援課長)

先ほどの田中委員からございましたが、方向性1にリーフレットだけではなくインターネット等を活用した啓発を入れてみてはどうかという意見がございましたので、本市で行っているインターネットを活用した取組みをこちらに掲載いたしたいと思っております。

(鈴木委員)

「相談窓口の周知に取り組みます」とか「適切な理解を促す啓発を行います」と記載がありますが、未遂者のご家族への支援については記載がございません。そのような方に対する相談機関があるということは計画の中に記してもよいのではないのでしょうか。

(事務局：伊藤障害者支援課長)

方向性1の説明の中で「家族など身近な人に対して…」ということを書かせていただきましたが、主な取組みの中に記載がございましたので、内容について検討させていただきたいと思っております。

(鈴木委員)

当人だけでなく恋人や家族など身近な人が一緒になって見守りや対策をしていかなければ解決していくことが難しいと思うのです。しかし、現実的に何をすればよいのか分からないというのが通常かと思っておりますので、専門家の方に相談して、日々の負担を軽くしていければいいのかと思っておりました。

(田中委員)

未遂者であれば救急車で運ばれるのが通常ですので、やはりこちらには一般救急医療や精神医療機関との連携についての記載もないので、精神救急医療の充実を図ると記載していただければより一層、

未遂者支援やハイリスク者支援に繋がっていくと思います。精神医療機関と一般救急医療の連携の記載がないのがやはり気がかりです。

(事務局：伊藤障害者支援課長)

連携については方向性4に記載がございます。田中委員がおっしゃったような連携については方向性4に盛り込むということで考えております。

(田中委員)

「関係機関」とございますが、「精神医療機関」を記載するのが大事だと思います。「精神医療をはじめとした関係機関」とした方が見た人に伝わりやすいのではないのでしょうか。「多機関協働」といってもよく分かりません。

(事務局：伊藤障害者支援課長)

ご意見を受けまして、よりわかりやすい表現に修正をしてみたいと思います。

(田中委員)

見落としていたことに今気づきました。方向性1のところで、仙台市こころの絆センター（仙台市自殺予防情報センター）リーフレットによる啓発の中で「自殺未遂者等ハイリスク者や自死遺族に対する電話相談窓口に関するリーフレットの作成および配布」とありますが、「自死遺族」の箇所を削除していただきたいです。全戸配布した時の相談機関のリーフレットならわかりますが、自死遺族支援に特化したものはやってもらったことはないですし、いまさら必要ないものです。無駄なお金は使わないでほしいです。仙台市は自死遺族支援が非常に充実していると思います。私たちもやっていますし、過労死父母の会やいのちの電話など様々な団体に取り組んでいて仙台市の遺族支援は非常に充実しております。全国でも仙台市はトップクラスだと思います。ただ、自死遺族がハイリスク者だと書かれてしまうのは差別につながってしまいます。ハイリスク者支援として、第3次予防として遺族支援はありますが、そこは是非切り離して考えていただきたいです。国の対策では三次予防としての位置づけとなっていますがそこは離していただいて、こちらから削除していただけたらと思います。いかがでしょうか。

(土井会長)

自死遺族者に対する相談機関はいのちの電話などがございますし、藍の会もございますが…。

(田中委員)

仙台市のホームページに電話番号の記載などがございますが、こちらに記載をするのは、やめていただきたいです。強い口調で申し訳ございませんが、今は国の方でも「ハイリスク者」と言ったところとは距離を置いた形での遺族支援になっていると思います。

(事務局：林精神保健福祉総合センター所長)

精神保健福祉総合センターの林からお答えいたします。この点に関しましては、田中委員がおっしゃるとおり、自死遺族の方はハイリスクの方の一部であることは間違いありませんが、こちらで記載させていただいた趣旨と言うのはこころの絆センターの電話自体がハイリスクの方も自死遺族の方もその他のご家族や身近な方など様々な方からも相談を受けられるという意味で書かせていただいたと

ということです。田中委員がそこに違和感を覚えたということであればあえて、そこを特化して書く必要はないと考えております。

(土井会長)

窓口を紹介しないというわけではなくて、計画には掲載しないということですよね。よく分かりました。

(田中委員)

ありがとうございます。様々なことを矢のごとく話してしまい失礼いたしました。私はこちらで失礼させていただきます。

(佐藤(一)委員)

勤労者についてなのですが、「自殺者数全体に占める勤労者の割合や自殺死亡率が、全国と比較して高い」と言う記載があり、メンタルヘルスへの取組みの有無について着目していただいたのは非常にありがたいと思っております。また、「外部の相談支援機関」に関しましては、我々を想定して記載しているのかと思ひ読ませていただきました。一つ気になったのが、従業員数49人以下の小規模事業所だけを特化しているように見えるのですが、メンタルヘルス対策指針やストレスチェック制度そのものは従業員数50人以上の事業所を主眼としたものですので、従業員数49人以下の取組みが少ないのは仙台市だけではなく全国的な傾向であると思われまます。50人以上のところは全国と比較してどうなのかと言う分析が必要なのではないかと感じました。全国と比較し50人以上の取組みが悪いのであれば、小規模事業所に特化するのではなく、事業所のメンタルヘルス対策を仙台市として取り組んでいくということを書かなければならないのではないかと思います。再度分析していただいて計画に反映していただけたらと思ひます。また、現状分析に「従業員数49人以下の事業所の8割以上が従業員の健康に関する支援機関の利用経験がないが…」と記載があり、「健康に関する」となっていますが、それまでの記載では「メンタルヘルス」となっています。こちらに記載の「健康」というのは「メンタルヘルス」をさすのか、それとも「身体の不調を含む健康問題」なのかということが判別し兼ねました。その点についてはいかがでしょうか。

(事務局：小林参事兼健康政策課長)

1つ目の点についてですが、勤労者のメンタルヘルスについては確かに従業員規模に関わらず、基本的に企業の中でもいろいろな対策をとられるというのは大事であると思ひます。49人以下で区切ったのは、50人以上の事業所と比較してどうなのかと言うことではなく、仙台市の特徴として中小の事業所が多いので記載をさせていただいたということでございます。基本的にそういった企業に対してメンタルヘルスに対する対策が重要だということで記載させていただいたのですが、よりわかりやすい表現となるよう考えて参りたいと思ひます。

2つ目の点についてです。健康に関する支援機関の利用経験については、メンタルヘルスのみではなく、健康について広く捉えたものでございます。メンタルヘルスだけではなく、生活習慣病予防を含む健康面についての支援をしまひたいと思ひます。

(佐藤(一)委員)

わかりました。メンタルヘルス対策はやはり50人以上の事業所が柱となるので、49人以下の事業所に特化してしまうと無理が生じるのではと思ひ聞かせていただきました。

(土井会長)

他にご意見はございますか。よろしいでしょうか。本日も活発な議論でした。では議事(1)については以上でございます。

続きまして、議事(2) その他 についてです。何かございますか。よろしいでしょうか。なければ、以上で議事を終了させていただきます。では、事務局に進行をお返しします。

(事務局)

ありがとうございました。本日、ご議論いただきました内容につきましては、議事録としてとりまとめさせていただきます。議事録は事務局で案を作成いたしましたら、委員の皆様へお送りしますので、加除修正のうえご返送いただければと存じます。これに基づいて事務局が修正作業を行い、議事録署名人の署名を以って、議事録として確定させていただきますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

また、冒頭にもお伝えいたしましたとおり、本日、委員の皆様からいただいたご意見は、議会やパブリックコメントで頂戴したご意見と併せて最終案に反映し、来年3月開催の第5回自殺対策連絡協議会で皆様にお示しをする予定でございます。なお、協議会開催のご案内は、後日改めてお送りいたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは以上をもちまして、平成30年度第4回仙台市自殺対策連絡協議会を閉会いたします。本日はありがとうございました。

令和 1 年 12 月 2 日

署名委員

永井 恵 